

公益財団法人足立区スポーツ協会

V－8 競技スポーツ奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区民（足立区に住民登録を有する者及び在学・在勤の者）及び公益財団法人足立区スポーツ協会（以下「スポ協」という。）加盟団体に所属する者又は団体に対して支給する競技スポーツ奨励金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象)

第2条 奨励金は、区民については、顕彰細則第1条第2項第1号・2号及び3号の受賞者に交付する。加盟団体については、所属する個人又は会員のみで構成された団体あるいは加盟団体が、次の各号の一に該当することとなった場合に交付する。

- (1) 顕彰細則第1条第2項第1号及び第3号に掲げる大会並びにスポ協会長がそれに相当すると認めた大会に出場することとなった者。ただし、選考会・予選会のある大会のみに限定する。
- (2) 顕彰細則第1条第2項第7号に掲げる大会並びにスポ協会長がそれに相当すると認めた大会において第3位以上の成績をあげた者。選考会・予選会のある大会のみに限定する。

2 当該年度につき1回交付を受けることができる。

3 上位大会に進出する場合については、該当する大会が終了してから申請を行う。

(対象期間)

第3条 原則として当年度4月1日から3月31日に該当したものを対象とする。ただし、上位大会に出場することとなり、上位大会が翌年度の場合は対象期間を翌年度とする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の表のとおりとする。

顕彰細則 第1条第2項	奨励金額
第1号該当	30,000 円
第1号で登録した大会に出場	10,000 円
第3号該当	10,000 円
第3号で登録した大会に出場	5,000 円
第7号該当	3,000 円

(交付申請及び交付決定)

第5条 第2条に基づき、事務局長及び加盟団体から別紙様式により、証明する書類を添付して奨励金の交付申請があった場合、スポ協会長は直ちに可否を決定し、その結果を通知するものとする。

V事業 — V－8 競技スポーツ奨励金交付要綱

る。

(奨励金の交付)

第6条 奨励金は、その都度、対象者に直接交付するものとし、加盟団体が対象の奨励金は、加盟団体連絡者協議会において交付する。

(返還)

第7条 第5条により奨励金の交付を受けた個人及び団体が、事情により大会に出場しなくなった場合、加盟団体を經由して、直ちに奨励金を返還しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱の施行に必要な事項は理事会の決議により定める。

附則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この要綱は、公益財団法人足立区スポーツ協会の設立登記の平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年2月8日から施行する。